第23号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

この条例は、半世紀に及んで培われ続いてきた教育委員会制度を改悪し、根本から変えていく「地方教育行政法改正」に伴う条例改正です。

現在の、教育委員会制度は国や首長から独立した行政組織であったが、この条例により国と首長の支配下に置かれることになります。教育委員会を代表するのは現行法では教育委員長ですが、これをなくし、自治体幹部である教育長に教育委員長の役割を与え、教育委員会のトップに据えるというものです。

この教育委員長は、行政トップである首長からは独立した形、干渉を受けない形がとられ続けてきました。それは戦前の教育が中央の意向をそのまま地方の教育に反映させる仕組みの下で国家が一段となって戦争へと突き進んでいった痛苦の反省から、教育とは子供の成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子供の人間的な触れ合いを通じて行われるものであるから自主性や自立が欠かせず、何を教えるかは教育学に基づくもので首長によるものではないという考え方から貫かれてきたのが教育委員長の首長からの独立性であり、その為教育委員長は教育委員の中から選挙でえらばれるとしてきたのです。

それをなくし、首長が任命する教育長が教育委員会のトップに座れば当然行政の意向を受けた教育行政となり、この独立性は大きく損なわれようとしています。また、今は、教育委員会が教育長を任命も罷免もできるが、教育委員会は教育長に対する指揮監督の権限も奪われることになる。

憲法で政治権力による教育内容への介入支配を厳しく禁じているが、この条例は教育の自由と自主性を奪うものではないのか。

これまで基本的に教育委員会の権限で決めていた教育政策の大本となる「大綱」は、この条例によって首長が権限を持つ。しかも、教育委員会発足の3つの方針の一つ、中央集権ではなく地方分権（ほかの2つは民意の反映と行政からの独立）これは法改正でも不変のものであると政府自身答弁をしておきながら、しかもこの「大綱」は、国の「教育振興基本計画」を地方がそれにならって参酌することが求められている。

異常な「愛国心」教育の押し付けなどの内容がこの「大綱」に盛り込まれて来れば、藤枝市はそれに対してどういう立場をとるのか。それいうがままなのか、それとも歯止めを行うつもりか。政治が教育行政に介入しゆがめる状況を進めていくのか。なお、これは現在の北村市長と山本教育長の在り方を問うものではなく、将来にわたっての制度改正であり、その制度がどういう問題をもたらすかという点を明らかにすることが子供と自治体の将来に対する責任でありますので、誤解されないよう申し添えて質問とします。

（答）１点目め、２点目と関連がありますので一括して答弁します。今回の条例改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、関係条例を整理するものであり、法律上、当然に条例改正が必要とされている。今回の法律改正は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを目的として行われたもの。

本市は「教育日本一」を掲げ、市長部局と教育部局が十分に意思疎通を図った上で、全市をあげ「こども、みらい、輝くまち」に取り組んでおり、議員が懸念されているようなことは、本市では起こらないと考えている。

（問）質問に対する答えになっていないばかりか矛盾した答弁になっている。

人事をおもにした条例案だからか。教育の政治的中立を確保しつつ、と、どうして教育委員長をなくすことがそれが確保できるのか、継続性を確保しつつともいったが、もう半世紀も継続している制度を変えようとしているのがこの法律だ。

この答弁の中断部分の出所は文科省が7月17日に出した通知をそのままうつしているだけ、しかも首長と教育委員会の連携の強化を目的とすると言いながら、後段部分で、市長部局と教育部局が十分に意思疎通をはかっていて取り組んでいるから問題ないと矛盾していることを言っている。

これは非常に大事な問題であり、一回の議案質疑で終わる問題ではない。具体的に教育行政を行う立場として教育部から答弁をもとめる。

具体的に聞く。

政府は当初教育委員会そのものをなくそうとしていたが、それは反対が強くて実現できなかったが、教育委員長をなくし首長に任命権のある教育長を教育委員会のトップにするという形になった。新教育長に権限を集中するとしているのだが、一方で先ほどの通知では教育の意思最高決定機関は、これまで同様あくまでも教育委員会にあるとしている。矛盾を生み出している。では、藤枝市は法改正後、どちらに権限があるとするのか。

2番目の国の「大綱」に対してどう対処するかという事には答えがない。現在の温厚な市長と教育長の下で、教育と行政が一緒に取り組むべき分野では、学校図書館司書の兼任、非正規、図書資料購入費の4割削減などの諸問題もあるが、生活保護基準引き下げにともなう就学援助基準の引き下げは行わず市の予算で従来通りの1・5倍を堅持する事や、学校への様々なサポート事業などみられるべきことが多くある。

「こども、みらい、輝く街」「教育振興行動計画」など現在の大綱的なものは広範な住民の参画の下で民主的に策定されたものと感じるが、新「大綱」は首長に決定権を与え、かつこれまで教育行政の専決事項であった教科書採択なども首長の「大綱」に盛り込むことができ、しかも国がその基準を地方に参酌しろと示すという所が問題。

教育委員会の専決事項の中には学力テストの順位公表もある。これは行政の専決事項ではない。川勝知事は、市教委の専決事項でありながら一方的に公表、国会でも文科相が「知事の権限ではない」と現在では言わざるを得ないが、大綱に書き込まれれば首長の権限でこれができる。

これまで一貫して順位公表を拒んできた本市であるが、公表すべきだという立場の首長とそれが任命する教育長ということになれば、いったいどこに歯止めがあるのか。教育長がこういう立場で暴走した時にどう対処するか。

最後に、教育委員会の中で選挙される教育委員長がなくなるということがこの法改正の最大のポイントだ。教育日本一を掲げる本市として単なる法律が変わったから条例をかえるというものでよいとするのか。以上確認したい。

2点目の事は歯止めにならない。新制度では新教育長に対して教育委員が罷免する権限がこれまではあったがなくなった。松江市教育委員会の「はだしのゲン」事件、戦争中のリアルかつ悲惨な実態の描写のあるこの漫画を、戦争を美化する立場の教育長が市図書館からの勝手に撤去をしたことに対し、教育委員が取り消しをさせた事件。これも現在では行えるわけだが、新教育長は委員の反対があっても委員会の権力者である。

3点目

この問題は、非常に大きい。実際、独立した教育委員会といっても、その多くが教育委員会事務局のおぜん立ての下で委員会が続けられてきた実態もあり、大津のいじめ自殺事件のような閉鎖性も生み出している。だからといって、これをなくせ潰せということにはならないと思うが、これを機に教育委員会制度をより民主的に改革していこうという提案を我が党はもっているので、それは次回の議論としたい。